

様式第5号(裏面)

有	①有の場合のその名 (ただし表面の事業場を含まない)	②その他就業先の有無 有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)
無	社	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
労働保険番号(特別加入)		加入年月日 年 月 日

複数の事業場で就業されている場合、「有」に○をつけ、事業場数を記入してください。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください。

[項目記入にあたっての注意事項]

- 1 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲んでください。(ただし、⑧欄並びに⑨及び⑩欄の元号については、該当番号を記入枠に記入してください。)
- 2 ⑬は、災害発生的事実を確認した者(確認した者が多数のときは最初に発見した者)を記載してください。
- 3 傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養の給付を請求する場合には、⑤労働保険番号欄に左詰めで年金証書番号を記入してください。また、⑨及び⑩は記入しないでください。
- 4 複数事業労働者療養給付の請求は、療養補償給付の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされます。
- 5 ②「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者療養給付の請求はないものとして取り扱います。
- 6 疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかでない疾病以外は、療養補償給付のみで請求されることとなります。

[その他の注意事項]

この用紙は、機械によって読取りを行いますので汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。

派遣元事業主 証明欄	派遣元事業主が証明する事項(表面の⑭、⑰及び⑱)の記載内容について事実と相違ないことを証明します。	
	事業の名称	電話() —
	年 月 日	〒 —
	事業場の所在地	
	事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)	

派遣労働者の方で、療養(補償)等給付のみの請求である場合には、派遣元事業主から、派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ないことの証明を受けてください。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			() —

通勤災害の場合

様式第16号の3(裏面)

通勤災害に関する事項	
(イ) 災害時の通勤の種類 (該当する記号を記入)	イ. 住居から就業の場所への移動 ロ. 就業の場所から住居への移動 ハ. 就業の場所から他の就業の場所への移動 ホ. ロに接続する住居間の移動 ニ. イに先行する住居間の移動
(ロ) 負傷又は発病の年月日及び時刻	令和3年 6月 17日 午後 8時 45分頃
(ハ) 災害発生 の場所	飯田市桜町〇丁目 桜町銀行本店前市道
(ホ) 就業開始の予定年月日及び時刻 (災害時の通勤の種類がイ、ハ又はニに該当する場合は記載すること)	令和3年 6月 17日 午後 9時 00分頃
(ヘ) 住居を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種類がイ、ニ又はホに該当する場合は記載すること)	令和3年 6月 17日 午後 8時 00分頃
(ト) 就業終了の年月日及び時刻 (災害時の通勤の種類がロ、ハ又はホに該当する場合は記載すること)	年 月 日 午後 時 分頃
(チ) 就業の場所を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種類がロ又はハに該当する場合は記載すること)	年 月 日 午後 時 分頃
(リ) 災害時の通勤の種類に関する移動の通常の経路、方法及び所要時間並びに災害発生の日に住居又は就業の場所から災害発生 の場所に至った経路、方法、所要時間その他の状況	 [通常の通勤所要時間 時間 50分]
(ヌ) 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所を (い)どのような方法で移動している際に (う)どのような物で又はどのような状況において (エ)どのようにして災害が発生したか (オ)①との初診日が異なる場合はその理由を簡明に 記載すること	JR桜町駅から会社まで徒歩で出勤中、桜町〇丁目桜町銀行本店前の市道で道路の縁石につまづき、転倒し、左手首を骨折した。
(ル) 現 認 者 の 住所	飯田市桜町〇-〇
氏 名	〇〇ヒサ
電話(0000) 00-0000	
(ヲ) 転任の事実の有無 (災害時の通勤の種類がニ又はホに該当する場合)	有・無 (ワ) 転任直前の住居に係る住所
◎その他の就業先の有無	
有 有の場合のその数	有の場合でいずれかの事業に特別加入している場合の特別加入状況(ただし表面の事業を含まない)
無 (ただし表面の事業場を含まない)	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
社	
労働保険番号(特別加入)	加入年月日
	年 月 日

通勤災害の場合に記載します。

災害時の通勤の種類について、該当する記号を記入してください。

通勤の種類により、記入項目が異なります。

災害時の通勤の種類に関する移動の通常の通勤経路、方法、所要時間と、災害発生の日に住居または就業の場所から災害発生 の場所に至った経路、方法、所要時間をわかりやすく記入してください。なお、地図を貼付してそれに書き入れることや、適宜別紙に記載してあわせて提出することも可能です。

どのような場所で、どのような状態で、どのようにして災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。負傷又は発病の年月日と初診日が異なる場合はその理由も記入してください。

災害発生 の事実を確認した方の氏名を記入してください。該当者がいない場合は、災害発生 の報告を受けた事業場の方の職名、氏名を記入してください。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください。

複数の事業場で就業されている場合、「有」に〇をつけ、事業場数を記入してください。

派遣労働者の方で、療養(補償)等給付のみの請求である場合には、派遣元事業主から、派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ないことの証明を受けてください。

- [項目記入に当たっての注意事項]
- 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には当該事項を○で囲んでください。(ただし、③欄並びに④及び⑤欄の元号については該当番号を記入枠に記入してください。)
 - 傷病年金の受給権者が当該傷病にかかっている療養の給付を請求する場合には、⑥労働保険番号欄に左側に年金証書番号を記入してください。また、④及び⑤は記入しないでください。
 - ④は、請求人が健康保険の日雇特別被保険者でない場合には記載する必要はありません。
 - (ホ)は、災害時の通勤の種類がハの場合には、移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定時刻を、ニの場合には、後続するイの移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定の年月日及び時刻を記載してください。
 - (ト)は、災害時の通勤の種類がハの場合には、移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を、ホの場合には、先行するロの移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を記載してください。
 - (チ)は、災害時の通勤の種類がハの場合には、移動の起点たる就業の場所を離れた年月日及び時刻を記載してください。
 - (リ)は、通常の通勤の経路を図示し、災害発生 の場所及び災害発生 の日に住居又は就業の場所から災害発生 の場所に至った経路を朱線等を用いて分かりやすく記載するとともに、その他の事項についてもできるだけ詳細に記載してください。

- [標準字体記入にあたっての注意事項]
- で表示された記入枠に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取りを行いますので、以下の注意事項に従って、表面の右上に示す標準字体で記入してください。
- 筆記用具は黒ボールペンを使用し、記入枠からはみださないように書いてください。
 - 「促音」「よう音」などは大きく書き、濁点、半濁点は1文字として書いてください。
(例) キッテ → キヨ → バ →
 - は斜の弧を書き始めるとき、小さくカギを付けてください。
 - はカギを付けないで垂直に、 の2本の縦線は上で閉じないで書いてください。

派遣元事業主 証明欄	派遣元事業主が証明する事項(表面の④並びに(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ト)、(チ)、(リ)(通常の通勤の経路及び方法に限る。))及び(ヲ)の記載内容について事実と相違ないことを証明します。	事業の名称	電話() -
	年 月 日	事業場の所在地	〒 -
		事業主の氏名	
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)			

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
		() -	

指定医療機関等を変更するとき

様式第6号(裏面)

労働者災害補償保険
療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届

届出先 労働基準監督署長 殿 令和3年 8月 9日

届出先 住所 千代田区霞が関1-2-2

届出人の氏名 厚労 太郎

※変更前の医療機関が非指定医療機関である場合など、初めて指定医療機関を受診する際は、様式第6号及び様式第16号の4ではなく、様式第5号または様式第16号の3をご提出ください。

通勤災害の場合は様式第16号の4

下記により療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等を(変更するので)届けます。

① 労働保険番号				③ 氏名 厚労 太郎 (男)・女	④ 負傷又は発病年月日 令和3年 7月 4日
府県	所掌	管轄	基幹番号		
13	1	07	987654	0000	
② 年金証書の番号				生年月日 昭和00年 11月 10日(00歳)	午前(後) 4時00分頃
管轄局	種別	西暦年	番号		
⑤ 災害の原因及び発生日況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全又は有害な状態があった(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること。					
プレス工場において材料(重た鉄板、重量約70kg)を同僚と2人で運搬し、プレス機の前の床におろす際、あやまって手をすべらせて、持っていた鉄板とコンクリートの床面との間に左手第2・3指をはさまれて負傷したもの。					
③の者については、④及び⑤に記載したとおりであることを証明します。					
令和3年 8月 8日		事業の名称 ○○工業株式会社			
		〒167-XXXX 電話(00)XXXX-XXXX			
		事業場の所在地 杉並区井草○-○			
		事業主の氏名 代表取締役 ○○良助			
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)					
⑥ 指定病院等の変更	変更前の	名称	○○北病院		
		所在地	杉並区井草○-○-○		
		名称	△△病院		
		所在地	渋谷区代々木○-○		
	変更理由	通院療養のため、自宅からの距離が短い病院にかえたいため。			
⑦ 傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等の	名称				
	所在地				
⑧ 傷病名	左手示指基節骨々折、左手中指挫傷				

事故の発生日時または発病の日を正確に記入してください。

職種はなるべく具体的に、作業内容がわかるように記入してください。

(あ)どのような場所で、(い)どのような作業をしているときに、(う)どのような物または環境に、(え)どのような不安全または有害な状態があった、(お)どのような災害が発生したかをわかりやすく記入してください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。ただし、離職後に届ける場合には、必要ありません。また、働いていた会社が廃止されている場合や、会社が事業主証明を拒否するなど、事業主証明が得られない場合であっても労災請求はできますので、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

傷病補償年金または複数事業労働者傷病年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等を記入してください。

様式第6号(裏面)

⑨その他就業先の有無	
有 有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない) 社	有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別 加入状況(ただし表面の事業を含まない) 労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
無	
労働保険番号(特別加入)	加入年月日 年 月 日

複数の事業場で就業されている場合、「有」に○をつけ、事業場数を記入してください。

〔注意〕

- 1 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 2 傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養に関しこの届書を提出するときは
 - (1) ①、④及び⑥は記載する必要がないこと。
 - (2) 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 3 傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養に関しこの届書を提出する場合以外の場合で、その提出が離職後であるときには事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 4 複数事業労働者療養給付の届出は、療養補償給付の支給決定がなされた場合、遡って届出されなかったものとみなすこと。
- 5 ⑨「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者療養給付の届出はないものとして取り扱うこと。
- 6 疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかな疾病以外は、療養補償給付のみで届出されることとなること。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			() —



労災 請求書

検索

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html)

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労災保険給付関係請求書等ダウンロード